

令和元年10月1日より使用料を改定します！

市では、各施設における使用料の適正化をはかるために、全ての公共施設を対象に3年から5年毎に使用料の見直しを行っております。

坂本市民体育館、運動広場については、平成26年4月の改定から、5年以上が経っていることから、本年10月に予定されている消費税率10%への改正に合わせて、使用料の改定を実施いたします。

新しい使用料については、「施設使用料算定基準」を基に、施設の維持管理経費に応じて算定しております。なお、利用者の急激な負担増を軽減するため、1回目を令和元年10月1日、2回目は令和3年10月1日の2段階で改定を行います。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、公共施設使用料の適正化に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

○坂本市民体育館

(単位：円)

室名	使用区分		市民の方			市民以外の方		
			現行	改定後		現行	改定後	
				R1.10.1	R3.10.1		R1.10.1	R3.10.1
アリーナ	平日	9時～12時	970	1,230	1,480	1,450	1,850	2,220
		13時～17時	1,290	1,650	1,980	1,940	2,470	2,970
		18時～21時	1,130	1,230	1,480	1,700	1,850	2,220
		9時～17時	2,100	2,680	3,210	3,150	4,020	4,820
		13時～21時	2,430	3,090	3,710	3,640	4,640	5,560
		9時～21時	3,240	4,120	4,950	4,860	6,180	7,420
	休日	9時～12時	1,450	1,850	2,220	2,180	2,780	3,340
		13時～17時	1,940	2,470	2,970	2,910	3,710	4,450
		18時～21時	1,620	1,850	2,220	2,430	2,780	3,340
		9時～17時	3,240	4,120	4,950	4,860	6,180	7,420
		13時～21時	3,400	4,330	5,190	5,100	6,490	7,790
		9時～21時	4,860	6,180	7,420	7,290	9,280	11,130

○坂本市民運動広場

(単位：円)

室名	使用区分		市民の方			市民以外の方		
			現行	改定後		現行	改定後	
				R1.10.1	R3.10.1		R1.10.1	R3.10.1
運動広場	スポーツで使用	2時間	0	0	0	840	1,060	1,280
	上記以外で使用		3,350	4,270	5,120	3,350	4,270	5,120

【お問い合わせ先】

市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 電話 077-528-2637 fax 077-523-7855